

——第39期—— 定時株主総会 招集ご通知

2021年7月1日～2022年6月30日

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、会場へのご来場は慎重にご判断いただき、ご来場される際には、感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。

併せて、書面(郵送)又はインターネット等による事前の議決権行使のご活用もお願い申しあげます。

株式会社 インテリジェント ウェイブ

■ 日 時	2022年9月28日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
■ 場 所	東京都江東区東陽六丁目3番3号 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
議決権 行使期限	2022年9月27日 (火曜日) 午後6時まで

目 次

● 招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件	
【添付書類】	
● 事業報告	18
● 計算書類	44

証券コード4847
2022年9月7日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
株式会社インテリジェント ウェイブ
代表取締役社長 佐藤 邦光

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月27日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に記載のURLにアクセスしていただき、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
- 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

3. 目的事項

報告事項

第39期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内申しあげます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申しあげます。
 - 感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。ご来場者数の状況により座席が不足し、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。
 - 会場受付付近では、株主様のためにアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご使用ください。
 - ご来場の株主様は、マスクの持参、着用、及び検温へのご協力をお願い申しあげます。
 - 受付時に、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - 本株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で、出席・応対させていただきます。
 - 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）、及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- 株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

※なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、必要に応じて、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iwi.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iwi.co.jp>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



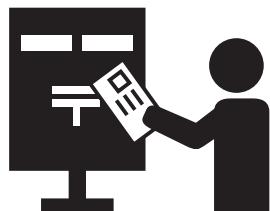
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として第39期定期株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年9月28日（水曜日）午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2022年9月27日（火曜日）午後6時

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使

(詳しくは、次頁をご覧ください。)



当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限

2022年9月27日（火曜日）午後6時

インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログイン**していただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限は**2022年9月27日（火曜日）午後6時まで**であり、同時刻までに入力を終える必要があります。
お早めの行使をお願いいたします。

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。



なお、2022年9月17日(土曜日)午前5時から2022年9月20日(火曜日)午前5時までの間は、システムメンテナンスのため「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

機関投資家の皆様へ

議決権電子行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるもの有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- 議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使コード及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** （年末年始を除く 9：00～21：00）

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、経営基盤強化のために、内部留保に留意しながら、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

このような基本方針のもと、株主還元策を充実させることの一環として、当期の期末配当につきましては、1株当たり前期に比べ4円増配し1株につき17円としたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額446,813,533円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	佐藤邦光 (1959年12月23日)	<p>1983年4月 大日本印刷株式会社入社</p> <p>2001年10月 同社ビジネスフォーム事業部ICカード本部営業開発部長</p> <p>2006年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部ICカードビジネス開発部長</p> <p>2007年4月 同社IPS事業部ICカードビジネス開発本部長</p> <p>2012年10月 同社情報ソリューション事業部デジタルセキュリティ本部長</p> <p>2016年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター副センター長</p> <p>2018年4月 同社情報イノベーション事業部C&Iセンター長</p> <p>2019年9月 当社取締役</p> <p>2020年4月 大日本印刷株式会社情報イノベーション事業部副事業部長</p> <p>2020年9月 当社代表取締役社長（現任）</p>	8,100株

＜取締役候補者とする理由＞

佐藤邦光氏は、2020年9月に代表取締役社長に就任し、業界における豊富な経験と見識を有しております、強いリーダーシップを發揮し、当社の組織全体を掌握し適切な助言と情報提供を行い、業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	たちのおか 立野岡 健一 (1963年8月16日)	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2010年7月 当社執行役員 証券ソリューション事業部長</p> <p>2011年7月 当社第一営業本部 第三営業部長兼証券システム開発本部長</p> <p>2012年7月 当社証券システム開発本部長</p> <p>2014年2月 当社金融システム開発本部長兼証券システム開発本部長</p> <p>2014年9月 当社取締役 金融システム開発本部長兼証券システム開発本部長兼セキュリティシステム開発本部担当</p> <p>2015年4月 当社取締役 BPM本部長兼金融システム開発本部長兼証券システム開発本部長</p> <p>2015年7月 当社取締役 第二システム開発本部担当兼BPM本部長兼第一システム開発本部長</p> <p>2016年4月 当社取締役 BPM本部担当兼第一システム開発本部長兼第二システム開発本部担当</p> <p>2016年9月 当社常務取締役 BPM本部担当兼第一システム開発本部長兼第二システム開発本部担当</p> <p>2017年7月 当社常務取締役 システム開発本部長</p> <p>2018年7月 当社常務取締役 第一システム開発本部担当兼第二システム開発本部担当兼第三システム開発本部担当</p> <p>2019年7月 当社常務取締役 第三システム開発本部担当</p> <p>2020年10月 当社常務執行役員 第三システム開発本部担当</p> <p>2021年7月 当社常務執行役員 第三システム開発本部担当兼品質保証部担当</p> <p>2022年7月 当社常務執行役員 Strategy & R&D本部担当兼セキュリティシステム本部担当兼品質保証部担当（現任）</p>		4,300株
<取締役候補者とする理由>				
立野岡健一氏は、システム開発に加えて、セキュリティ製品の開発及び販売、さらに品質保証全般まで幅広い業務知識と経験を有しており、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	後藤泰佐 (1974年4月27日)	1998年12月 株式会社ソフトジャパン入社 2005年3月 当社入社 2016年1月 当社第一システム開発本部開発第三部長 2016年10月 当社システム開発本部副本部長兼プロジェクト推進副本部長 2017年7月 当社システム開発本部副本部長 2017年10月 当社システム開発本部副本部長兼経営管理本部セキュリティ管理部 2018年7月 当社第三システム開発本部長 2018年9月 当社取締役 第三システム開発本部長 2019年7月 当社取締役 経営管理本部担当兼経営企画室担当 2020年6月 一般社団法人ソフトウェア協会理事（現任） 2020年9月 当社取締役 執行役員 経営管理本部担当兼経営企画室担当 2021年9月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部担当兼経営企画室担当（現任）	3,000株	
<取締役候補者とする理由>				
		後藤泰佐氏は、当社入社以来、クレジットカード取引の不正利用を検知する不正検知システムの開発を中心に、当社製品開発を担当し、豊富な業務知識と経験を有しております、また、2019年7月より、経営管理本部兼経営企画室を担当し、管理部門と開発部門の連携強化の担い手として、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		
4	佐古都江 (1964年5月26日)	1990年1月 株式会社大日本札幌アイ・エス・ディー入社 2002年6月 株式会社DNP情報システム 北海道システム本部札幌システム開発第1部長 2005年4月 同社組込システム開発本部長 2012年10月 同社執行役員 IPSシステム開発本部長 2017年4月 株式会社DNPデジタルソリューションズ執行役員 SI本部・システムプロダクト開発本部・北海道システム本部・東北システム本部・西日本システム本部担当 2019年4月 同社常務執行役員 2020年10月 大日本印刷株式会社情報イノベーション事業部 ICTセンターシステムプラットフォーム開発本部 副本部長 2021年9月 当社取締役 執行役員 第二システム開発本部担当 2022年7月 当社取締役 執行役員 第二システム本部担当（現任）	400株	
<取締役候補者とする理由>				
		佐古都江氏は、長年にわたり多岐にわたるシステム開発に携わり、豊富な業務知識と経験を有しております、当社の業務執行の管理、監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	渡部 晃 (1953年5月13日)	<p>1979年4月 弁護士登録（現任） 渡部晃法律事務所</p> <p>1999年4月 学習院大学法学部特別客員教授</p> <p>2003年4月 成蹊大学法学部客員教授</p> <p>2004年4月 学習院大学法科大学院教授</p> <p>2013年9月 東京大学先端科学技術研究センター特任教授</p> <p>2014年9月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年4月 東京大学先端科学技術研究センター客員研究員（現任）</p>	
5	<p>＜社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要＞</p> <p>渡部晃氏は、弁護士として法律専門知識を有しており、また東京大学先端科学技術研究センター特任教授等を歴任して学識もあることから、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいており、また、2021年6月に指名・報酬委員会の委員に就任し、取締役候補者、執行役員の選任、取締役の報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で参画しております。当社のガバナンス体制の更なる強化に貢献すること、及び適切な助言と提言に期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後もこれまで通り、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	三木 健一 (1955年7月11日)	<p>1978年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>1979年8月 大和コンピュータサービス株式会社 (現株式会社大和総研) 入社</p> <p>2002年6月 同社システムソリューション事業本部長</p> <p>2004年4月 同社執行役員システムソリューション事業本部長兼テレコムシステム事業本部長兼社会保険システム事業本部担当兼情報セキュリティ責任者</p> <p>2005年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員業務担当</p> <p>2006年6月 株式会社証券保管振替機構社外取締役</p> <p>2008年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社常務執行役員業務担当</p> <p>2010年1月 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社常務執行役員業務担当</p> <p>2010年4月 大和証券株式会社常務取締役 管理副本部長</p> <p>2011年4月 株式会社大和総研ホールディングス専務取締役兼DIRインフォメーションシステムズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2015年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション専務取締役兼訊和創新科技（北京）有限公司董事長兼济南訊和信息技術有限公司董事長</p> <p>2016年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション顧問</p> <p>2017年4月 同社顧問 退任</p> <p>2017年9月 当社取締役（現任）</p>	一株
<社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要>			

三木健一氏は、長年にわたり株式会社大和総研において、システム開発部門を担当した後、大和証券エスエムビーシー株式会社では常務執行役員業務担当、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社では常務執行役員業務担当を経て、大和証券株式会社常務取締役を務められ、経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識を有しております。社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、取締役会の意思決定を行う上で、業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただきしており、また、2021年6月に指名・報酬委員会委員長に就任し、取締役候補者、執行役員の選任、取締役の報酬等の決定につき、客観的・中立的な立場で参画しております。当社のガバナンス体制の更なる強化に貢献すること、及び適切な助言と提言に期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 立野岡健一氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 渡部晃氏及び三木健一氏は、社外取締役候補者であります。
- また、渡部晃氏及び三木健一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
- 渡部晃氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって8年です。
- また、三木健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって5年です。
5. 当社は、渡部晃氏及び三木健一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は両氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会決議のうえ、保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役白杉政晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役加藤嘉則氏は本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつだたけし 松田剛 (1964年12月20日)	<p>1988年4月 当社入社</p> <p>2005年1月 当社クレジットシステム事業部第二システム部部長</p> <p>2014年2月 当社セキュリティシステム開発本部長</p> <p>2015年4月 当社セキュリティソリューション本部長兼企画開発推進本部長</p> <p>2015年7月 当社セキュリティソリューション本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役 当社セキュリティソリューション本部長</p> <p>2016年7月 当社取締役 当社セキュリティソリューション本部長兼第一システム開発本部副本部長</p> <p>2016年10月 当社取締役 当社セキュリティソリューション本部長兼プロジェクト推進本部副本部長兼システム開発本部副本部長</p> <p>2017年7月 当社取締役 プロジェクト推進本部長</p> <p>2018年7月 当社取締役 第一システム開発本部長</p> <p>2018年9月 当社常務取締役 第一システム開発本部長</p> <p>2019年7月 当社常務取締役 第一システム開発本部担当</p> <p>2020年10月 当社常務執行役員 第一システム開発本部担当</p> <p>2022年3月 当社常務執行役員 第一システム開発本部担当兼事業開発室担当</p> <p>2022年7月 当社常務執行役員 第一システム本部担当兼第三システム本部担当（現任）</p>	6,100株

<監査役候補者とする理由>

松田剛氏は、金融分野、セキュリティ分野を中心にシステム開発全般において豊富な業務知識と経験を有し、幅広い見識から経営全般の監視と助言をいただけると期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	別府直之 (1967年3月13日)	<p>1989年4月 大日本印刷株式会社入社 1991年6月 同社人材開発部 1995年7月 大日本印刷労働組合（休職出向） 2005年6月 大日本印刷労働組合 執行委員長 2021年6月 大日本印刷株式会社（復職） 事業推進本部 副本部長（現任）</p> <p><監査役候補者とする理由></p> <p>別府直之氏は、経営管理、人事諸制度、安全衛生など幅広い分野において、労使両面で重職を経験しており、客観的立場から、有益な意見やご指摘をいただけると期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

- (注) 1. 松田剛氏及び別府直之氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 3. 当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。本総会において松田剛氏及び別府直之氏の監査役選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、監査役としてその職務を十分遂行できるよう、当社は両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会決議のうえ、保険契約を更新する予定であります。

独立役員の独立性判断基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの客観性、中立性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性に関する基準を次のとおり定め、各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立役員として指定しております。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者（注1）
 主要な取引先とは、直近の3事業年度（注2）のいずれかにおける当社との取引において当該取引の年間連結売上の5%以上の支払を当社から受けた取引先とします。
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者（注1）
 主要な取引先とは、直近の3事業年度（注2）のいずれかにおける当社との取引において、当社の年間連結売上の5%以上の支払を当社が行った取引先とします。
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
 多額の金銭その他の財産とは、金額に換算して年間1,000万円以上とします。

4. 過去3事業年度（注2）のいずれかの時期において上記1.から3.のいずれかに該当していた者
5. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の①から③までのいずれかに該当していた者
 - ①当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - ②当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③当社の兄弟会社の業務執行者
6. 次の①から④のいずれかの者の二親等以内の親族
 - ①上記1.から5.に掲げる者
 - ②当社の子会社の業務執行者（注1）
 - ③当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員に指名する場合）
 - ④過去3事業年度（注2）において上記①②又は当社の業務執行者（注1）に該当していた者
7. 当社の主要株主又はその業務執行者（注1）

主要な株主とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有するものをいいます。

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいいます。

（注2）起算日は、株主総会に提出する選任議案を決定する時点とします。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役大山景司氏、監査役白杉政晴氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることに、それぞれご一任いただきたいと存じます。

退職慰労金につきまして、退任取締役及び退任監査役は当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職金支給規則に基づき、役職、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であるものと判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おおやま 大山 景司	2007年7月 当社取締役 2021年9月 当社取締役 専務執行役員（現任）
しらすぎ 白杉 政晴	2014年9月 当社常勤監査役（現任）

以上

ご参考：第3号議案・第4号議案が承認されたのちの取締役・監査役体制（予定）

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役・監査役が有する主な専門性・知見・経験は、以下のとおりであります。

氏名	経営・コーポレート					戦略・事業推進					
	企業 経営	事業 経営	財務 ・ 会計	法務 コンプ ライア ンス	人事 労務	営業	システム開発	プロジェ クトマネジ メント	事業 開発	M&A	海外 事業
佐藤邦光	○	○					○	○	○	○	○
立野岡健一		○			○	○	○	○	○		○
後藤泰佐		○			○		○	○			
佐古都江		○					○	○			
渡部晃				○							
三木健一	○	○			○		○	○	○		○
松田剛		○					○	○	○		
別府直之	○				○						
佐藤宏	○	○				○					
竹林昇	○	○					○	○	○		
堀江正之			○								

事 業 報 告

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当事業年度の国内景気の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも基調としては持ち直しており、企業収益や業況感は、全体としては改善を続けています。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などにより、国内経済の不確実性は高まっています。

当社の主要な事業領域であるクレジットカード業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、現金忌避やネット販売の増加、経済産業省が実施したキャッシュレス・ポイント還元事業などを背景に、キャッシュレス決済の浸透が進み、民間消費支出に占めるキャッシュレス決済比率、キャッシュレス支払金額はともに上昇し、市場の成長が続いている。経済産業省の算出によると2021年のキャッシュレス決済比率は32.5%と初めて30%を超え、キャッシュレス支払金額も90兆円を超える規模となっています。

こうした事業環境の中、当社は、中期的な経営目標として、2024年6月期に売上高150億円、営業利益率15%とする、“15ALL（フィフティーンオール）”を掲げ、その達成を目指しています。当社が強みをもつ決済、金融に係るシステム開発業務をベースに、クラウドサービス事業の成長により安定的な収益の確保と事業規模の拡大を進めるとともに、これまで金融業界の開発業務で培った知識と経験を利用して、金融業界以外の企業向けに新製品の開発を進めるなど事業領域の拡大にも挑戦しています。

当事業年度の業績は、売上高11,493百万円（前期比2.7%増）、営業利益1,519百万円（前期比34.4%増）、経常利益1,556百万円（前期比32.9%増）、当期純利益1,055百万円（前期比25.5%増）となりました。

売上高はクラウドサービス事業の伸長や既存顧客のハードウェア更改等により増収となりました。営業利益については、クラウドサービス事業が今期黒字化したこと加え、システム開発や保守等の品質、生産性向上の取組みやハードウェアの販売増加等により、大幅な増益となりました。

クラウドサービス事業については、期初計画に対して順調に進捗し、売上高は1,173百万円（前期比24.5%増）となりました。また受注実績については、当期は大型案件を複数受注し、受注高は3,461百万円（前期比350.7%増）、受注残高は4,141百万円（前期比123.5%増）となりました。当社のクラウドサービスは、既存のクレジットカード会社だけでなく、新規にカード事業や決済事業を起ち上げる事業会社にとって有力な選択肢の一つになっています。これらの受注が売上に寄与するのは、2023年6月期以降の予定であり、2023年6月期は売上高20億円、2024年6月期は売上高25億円を計画しています。

当社は、クレジットカード会社を中心とした顧客に対して、主にクレジットカードの決済処理を完遂するために必要なネットワーク接続やカードの使用認証等の機能をもつFEP(Front End Processing)システムの開発業務を行っています。

例えば、FEPシステムの新規開発に際しては、システムの中核を構成するNET+1（ネットプラスワン）の販売による売上(当社製品)と、技術者がそのパッケージをカスタマイズして顧客の機能要件に合わせる開発業務による売上(システム開発)、開発したソフトウェアを搭載するサーバーの販売による売上(ハードウェア)、ソフトウェアとハードウェアで構成されたシステムの保守業務による売上(保守)のそれぞれが計上されます。

また、セキュリティ対策製品として、企業組織の内部情報漏えいを防ぐ当社製品と、サイバーセキュリティ対策のための他社製品の販売業務を行っています。

カテゴリ別別の売上高の推移は以下のとおりであります。

(参考) カテゴリ別売上高

(百万円)

カテゴリ	2021年6月期	2022年6月期
システム開発	5,272	5,357
保守	1,357	1,502
当社製品	335	354
クラウドサービス	942	1,173
ハードウェア	1,638	1,755
他社製品	509	350
セキュリティ対策製品	1,131	998
計	11,187	11,493

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**① 株式の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

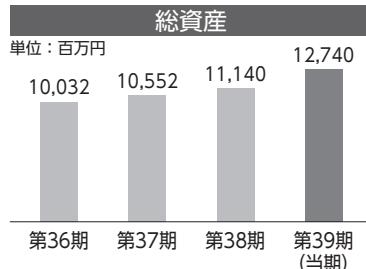
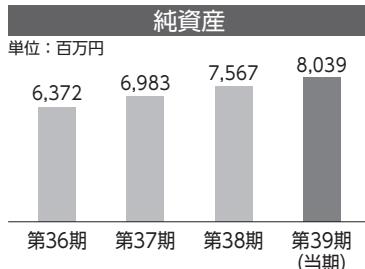
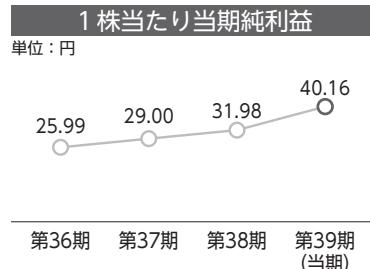
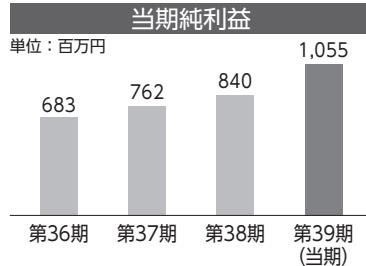
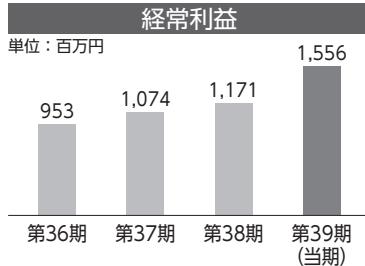
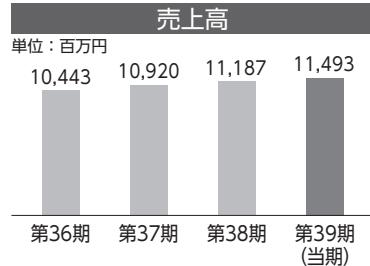
② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

	第36期 (2018年7月1日から 2019年6月30日まで)	第37期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	第38期 (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)	第39期(当期) (2021年7月1日から 2022年6月30日まで)
売 上 高 (百万円)	10,443	10,920	11,187	11,493
経 常 利 益 (百万円)	953	1,074	1,171	1,556
当期純利益 (百万円)	683	762	840	1,055
1株当たり当期純利益	25円99銭	29円00銭	31円98銭	40円16銭
純 資 産 (百万円)	6,372	6,983	7,567	8,039
総 資 産 (百万円)	10,032	10,552	11,140	12,740
1株当たり純資産額	242円23銭	265円55銭	287円85銭	305円87銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社に関する事項

当社の親会社は大日本印刷株式会社で、同社は当社の普通株式13,330,700株（議決権比率50.75%）を保有しています。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れていますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しています。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっています。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

二. 当社は、「特別委員会規程」に基づき、支配株主である大日本印刷株式会社と少数株主との利益が相反する重要な取引、行為が生じる場合、その他必要と認められる事項が生じる場合について、審議・検討を行うため、2021年12月8日に独立社外取締役2名全員及び独立社外監査役1名の社外役員のみで構成する特別委員会を設置いたしました。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社は「次代の情報化社会の安全性と利便性を創出する」という経営理念のもと、ITの力を通じた社会への貢献を推進してきました。高速、安全、高品質で利便性の高いIT基盤の提供により、人々の生活を支え、次世代のあたりまえを創ることを目指し、企業価値の最大化に取組んでいます。

当社は、クレジットカード決済や証券取引等のオンライン、リアルタイムのネットワーク接続技術を強みとしてシステム開発を行い、顧客企業に提供しています。こうしたシステムは、社会にとって必要不可欠なIT基盤(インフラストラクチャー)であり、システムの安定性を必須の条件として、高速かつ安全に取引を完遂するために、高い水準の品質が求められています。また、情報セキュリティ対策製品の開発販売とサイバーセキュリティ対策製品の販売を行い、顧客企業の安全な事業運営に貢献しています。

当社は、多くの開発実績と安定的な運用実績を有しており、この実績によって顧客から得られる信頼が、当社の事業を支え、発展させる基盤になるものと考えています。

当社は、今後ともより多くの顧客に信頼されるIT基盤の提供を通じて、当社の事業基盤を拡大、発展させていくことで、当社のステークホルダーの期待に応えることを経営方針にしています。

(2) 経営環境

世の中を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響に加え、世界的なインフレ懸念の拡大や緊迫した国際情勢の影響もあり、非常に不安定かつ不透明な状況が継続しています。2020年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、国内外の経済情勢のみならず、企業業績や個人の消費行動と働き方に大きな影響を及ぼしています。当社の主要な事業領域である金融業界、クレジットカード業界も影響を受けていますが、大手クレジットカード会社を中心とした主な顧客のシステム投資の趨勢に大きな変化はなく、当社の事業は順調に推移しています。

厳しい経済状況のなかにあっても、国内のキャッシュレス決済の普及は着実に進行しており、カード決済事業に新規参入する事業者も増加しています。

決済だけでなく、データエコノミーと称される近未来の社会においては、社会全体で生成され、流通するデータ量は、爆発的に増えることが予想されており、こうしたデータの利活用が、企業や社会の競争力の新たな源泉になるものとされています。こうした社会においては、データ流通と利用を支えるIT基盤の重要性が増すことは確実で、異なるネットワーク間の接続、データ交換の需要は増加するものと予想されます。

企業社会においては、単に、ネットワーク間を接続するだけでなく、データの利活用に資

する付加価値が求められることが予想されます。当社の製品に例えれば、ネットワーク接続におけるオーソリゼーション(認証)や、不正検知及びデータ監視、セキュリティ対策等の機能がより重要性を増すことを意味するものと考えています。また、金融取引データにとどまらず、画像や映像データをリアルタイムに分析して、新たな活用方法を提案し、多様な業種業態の生産性を高めるシステムへの需要が高まることも予想されます。

こうした社会情勢の変化を背景に、当社の事業機会は今後とも拡大するものと予想され、これを最大限に活かしていく方針です。

(3) 経営課題

イ. 事業規模拡大

当社は、2024年6月期に売上高150億円、営業利益22.5億円（営業利益率15.0%）の達成を計画しています。

当社の主要な収益源であるシステム開発業務は、主に顧客の都合で契約の規模や売上が変動することから、「フロー型」の収益形態に分類されます。一方で、クラウドサービスのように、当社が開発したシステムの利用期間に応じて、一定の規模の売上を継続的に計上できる業務は、「ストック型」と分類されます。

当社は、従来の「フロー型」に「ストック型」の事業を加えて、より安定的な収益の確保と、事業規模の拡大を進めています。「ストック型」事業を成長させることで、新たな収益源を確保し、事業規模を拡大する方針です。

また、当社は、これまで金融業界の開発業務で培った知識と経験を利用して、金融業界以外の企業向けに新製品を開発、新市場の開拓にも挑戦しています。

大量データのリアルタイム、高速処理を基盤にする当社の技術で、異業種の業務における潜在的な課題を発見し、解決することで新市場を開拓し、新しい収益の柱として育成します。

ロ. 人財育成

当社の従業員が、プロフェッショナルとしての使命感を常にもち、業務執行において高いレベルを実現すべく、継続的に社内教育のプログラムを整備、充実させていきます。特に、技術分野だけでなく各業務における専門分野の業務遂行能力を高め、人間力を育む施策を重点的に導入します。

ハ. 企業風土改革

当社は、人財の多様性を活用し、組織の能力が最大限発揮できる環境整備を進めることで、企業価値を向上する組織づくりを志向しています。

当社は、従業員が働きやすい、働きがいのある環境を整え、生産性の向上と従業員の成長を促進します。物理的な労務環境の整備、公正な評価制度の導入等を通じて、従業員が

事業の推進と当社の成長に参画関与する意識を高めていけるよう努めます。従業員間のコミュニケーションを活性化し、新しい技術や事業に挑戦する企業文化の醸成に努めます。

二. ESG課題への取組み

2021年4月に代表取締役社長を委員長、常勤取締役を主な委員としてサステナビリティ委員会を設置しました。「社会への貢献」「良い企業風土の構築」「多様性の尊重」「地球環境への配慮」その他の実践に係る方針を定め、全社的な活動推進の継続性を確保するための基幹的な組織として活動しています。

重要な社会インフラを担うシステム開発会社である当社にとって、人的資本である従業員等は最も重要な経営資源であり、健康経営宣言のもと健康増進を進め、2022年3月9日、経済産業省指定の「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」に認定されました。当委員会及び事務局は、2022年7月より体制をさらに強化し、ESG経営の考えを社内に浸透させると同時にリスク分析、管理を進めるほか、当社の強みを生かした新たなソリューションの創出につなげ、社会に貢献してまいります。

(4) 経営指標

当社は、継続的な収益力の向上の指標として営業利益率を主要な経営指標とし、2024年6ヶ月には15.0%の達成を計画しています。営業利益率の向上は、当社のROE（自己資本利益率）の向上に繋がるものと考えられます。営業利益率の向上を、収益力の向上と事業の効率性の向上を示す指標と位置付け、ROEは当社の資本効率を示す指標とします。

また、当社の資本コストは、7.0%と見積もっています。資本コストを上回るROEを追求することで、当社の株主価値の向上を目指します。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2024年目標
営業利益率	5.2%	8.8%	9.5%	10.1%	13.2%	15.0%
ROE	6.6%	11.3%	11.4%	11.6%	13.5%	—

また、事業の効率性を示すもうひとつの指標として、従業員一人当たり売上高を指標にしています。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2024年目標
一人当たり 売上高	26.7百万円	25.3百万円	25.1百万円	25.4百万円	25.5百万円	30.0百万円

5. 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

コンピュータソフトウェアの開発、導入、販売及びそれに伴うコンサルタント業務
インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守
情報セキュリティシステムの企画、開発、導入、販売、運用並びに保守
コンピュータ機器輸出入販売
海外コンピュータ関連企業の日本代理店の選定、及び日本子会社又は支店の設置に関する
コンサルティング業務

6. 主要な事業所（2022年6月30日現在）

本 社 東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
函館事業所 北海道函館市鈴蘭丘3番122 ウエイブ函館

7. 使用人の状況（2022年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
449名	8名増	39.62歳	11.06年

(注) 使用人数には、臨時従業員（8名）を含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）

該当事項はありません。

9. その他会社の現況に関する事項

該当事項はありません。

II. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

(2022年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 邦 光	
取 締 役 専務執行役員	大 山 景 司	営業本部担当 株式会社ODNソリューション 取締役
取 締 役 常務執行役員	後 藤 泰 佐	経営管理本部担当 兼 経営企画室担当 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 理事（現 一般社団法人ソフトウェア協会）
取 締 役 執行 役 員	佐 古 都 江	第二システム開発本部担当
取 締 役	渡 部 晃	渡部晃法律事務所弁護士 東京大学先端科学技術研究センター客員研究員
取 締 役	三 木 健 一	
監 査 役	白 杉 政 晴	(常 勤)
監 査 役	加 藤 嘉 則	大日本印刷株式会社 メディカルヘルスケア第3ユニット ユニット長 株式会社先端機能画像医療研究センター 代表取締役社長
監 査 役	佐 藤 宏	アイビーシー株式会社 社外取締役 株式会社テリロジー 社外監査役 株式会社アクシス 社外取締役
監 査 役	竹 林 昇	株式会社DXA代表取締役社長 株式会社ウェブレッジ監査役 Bravesoft株式会社監査役
監 査 役	堀 江 正 之	日本大学商学部教授 情報セキュリティ大学院大学客員教授 NECネットエスアイ株式会社社外監査役 システム監査学会常任理事 日本監査研究学会理事 日本内部統制研究学会監事

(注) 1. 当事業年度中の会社役員の異動は、次のとおりです。

(1) 就任

佐古都江氏は、2021年9月29日開催の第38期定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。

(2) 退任

井関司氏は、2021年9月29日開催の第38期定時株主総会の終結の時をもって、退任いたしました。

2. 当事業年度中の会社役員の異動は、次のとおりです。
担当の変更（2021年9月29日付け）
新体制に伴い、役職名を変更いたしました。
取締役 常務執行役員 後藤 泰佐 経営管理本部担当 兼 経営企画室担当
3. 取締役渡部晃及び三木健一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役佐藤宏、竹林昇及び堀江正之の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役堀江正之氏は、大学教授のほか、日本監査研究学会及び日本内部統制研究学会などで要職を歴任しております、会計や監査に関する長年の研究を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役渡部晃、三木健一、監査役佐藤宏、竹林昇及び堀江正之の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は、全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額内で算定しております。

取締役の報酬限度額は、2006年9月27日開催の第23期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会決議後の取締役の員数は5名です。また、2017年9月27日開催の第34期定時株主総会において、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役7名を対象に譲渡制限付株式付与のために支給する報酬を、年額10,000千円以内と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第32期定時株主総会で、年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議後の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）です。

① 常勤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

イ. 決定方針の決定方法

常勤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役が委員長を務め独立社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会にて、報酬水準の妥当性を含めて審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会にて決定されます。

ロ. 決定方針の内容の概要

常勤取締役の報酬等は、固定の月額報酬、業績連動報酬である賞与、株式報酬、及び退職慰労金により構成することとしています。

固定の月額報酬は、役位ごとに定められた基準報酬テーブルを用いて金額を算定のうえ、決定しています。

業績連動報酬としての賞与について、事業年度の業績を明確に反映するため、営業利益を指標とし、役位に基づき定められた係数によって算定する報酬制度を運用しています。また、業績連動部分の構成比が30%程度となるよう、2021年6月期に固定の月額報酬の減額及び業績連動報酬の係数の上乗せを行いました。2022年6月期の営業利益が1,519百万円に伸長したことにより、業績連動部分の構成比は40%を超みました。

退職慰労金は、役員退職慰労金支給規則に基づき、1年毎に付与する、役職別ポイント、職能資格ポイント、及び勤続年数ポイントの累計ポイント数にポイント単価を乗じた金額を支給しています。

株式報酬は、2017年9月27日開催の第34期定時株主総会において、社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式付与のために支給する報酬を、年額10,000千円以内と決議いただき、同日に開催した定時取締役会において、年額10,000千円以内、年20,000株以内、譲渡制限期間3年間の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度の2017年10月27日から2020年10月27日までの譲渡制限期間が解除となりました。

当社取締役会は、上記のとおり指名・報酬委員会にて審議、答申された固定報酬、業績連動報酬算式を決議し、個人別報酬額を決定していることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと判断しています。

② 社外取締役の報酬等

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、固定の月額報酬と退職慰労金で構成され、業績連動報酬及び株式報酬はありません。固定の月額報酬は、個人別の金額を支給しています。当事業年度は、社外取締役が特別な利害関係を有することから公平性と透明性を確保するため、取締役会がその具体的な内容の決定を代表取締役社長佐藤邦光に委

任する旨の決議をし、受任した同氏が当社の報酬決定方針に沿って決定しています。退職慰労金は、役員退職慰労金支給規則に基づき、1年毎に付与する、役職別ポイント、職能資格ポイント、及び勤続年数ポイントの累計ポイント数にポイント単価を乗じた金額を支給しています。

③ 指名・報酬委員会

当社は、「指名・報酬委員会規則」に基づき、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置、運営しています。指名・報酬委員会は、独立社外取締役2名全員及び代表取締役社長で構成され、社外役員の構成が過半数を超えることで外部的な視点を確保したうえで、取締役から諮問を受けた取締役候補者及び監査役候補者の指名と、報酬に係る議題について審議のうえ意見を集約し、取締役会に答申します。このような指名・報酬委員会の設置、運営が、取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任の強化に寄与しています。

指名・報酬委員会は2022年6月期に5回開催され、各開催時間は1時間程度でした。主な議題として、取締役候補者及び執行役員の選任、常勤取締役の報酬制度の見直しについて、社外監査役3名全員がオブザーバーとして立ち合い、検討、議論を行いました。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、2020年9月9日の定時取締役会にて決議した現行の報酬制度が、業績連動部分の構成比が42%から47%に高まっていることを踏まえ、取締役にとって、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高め、当社の中長期的な飛躍に資すると判断し、報酬制度を2023年9月まで継続することを決議しました。

なお、取締役会は、2021年9月29日に開催した定時取締役会において、独立社外取締役三木健一、独立社外取締役渡部晃、代表取締役社長佐藤邦光の3名を指名・報酬委員会委員に選任することを決議しました。併せて指名・報酬委員会は、同日開催した指名・報酬委員会において、独立社外取締役三木健一を指名・報酬委員会委員長に選任しました。

④ 監査役の報酬等

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。業務執行から独立した監査役の報酬は、固定の月額報酬と退職慰労金で構成され、業績連動に報酬及び株式報酬はありません。退職慰労金は、役員退職慰労金支給規則に基づき、1年毎に付与する、役職別ポイント、職能資格ポイント、及び勤続年数ポイントの累計ポイント数にポイント単価を乗じた金額を支給しています。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分		報酬等の総額 (千円)	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
				固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	株式報酬 費用
取締役	社外取締役	11,765	2	11,225	—	540	—
	上記を除く取締役	106,770	5	58,025	45,885	2,615	245
	合計	118,536	7	69,250	45,885	3,155	245
監査役	社外監査役	15,162	3	14,400	—	762	—
	上記を除く監査役	8,955	1	8,400	—	555	—
	合計	24,117	4	22,800	—	1,317	—

- (注) 1. 業績連動報酬（賞与）は、当事業年度（2021年7月～2022年6月）における役員賞与引当金繰入額です。
2. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額です。
3. 当事業年度末現在の取締役6名（うち社外取締役は2名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員が相違しておりますのは、令和3年9月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれていることと、無報酬の監査役1名が在任しているためです。
4. 上記のほか、2021年9月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- ・退任取締役1名 4百万円
(支給金額には、上記取締役の報酬等の総額及び過年度の事業年度において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役1名4百万円が含まれております。)

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役渡部晃氏は、渡部晃法律事務所の弁護士及び東京大学先端科学技術研究センター客員研究員を兼務しております。

なお、当社は同事務所の所属弁護士と顧問契約をしておりますが、取引の規模、内容等の重要性を考慮して、株主及び投資家等の判断に影響を及ぼすおそれないと判断し、その概要の記載を省略いたします。また、東京大学先端科学技術研究センターとの間に重要な取引関係はありません。

- ・監査役佐藤宏氏は、アイビーシー株式会社の社外取締役、株式会社テリロジーの社外監査役及び株式会社アクシスの社外取締役を兼務しております。

なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・監査役竹林昇氏は、株式会社DXAの代表取締役社長、株式会社ウェブレッジの監査役及びBravesoft株式会社の監査役を兼務しております。

なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

- ・監査役堀江正之氏は、日本大学商学部の教授、情報セキュリティ大学院大学の客員教授、NECネットエスアイ株式会社の社外監査役、システム監査学会常任理事、日本監査研究学会理事及び日本内部統制研究学会監事を兼務しております。

なお、当社と重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渡 部 晃	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に弁護士として法律専門知識を活かし、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
社外取締役	三 木 健 一	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者の経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、独立した客観的な立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
社外監査役	佐 藤 宏	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、監査役会19回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者としての経歴と業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	竹林昇	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に経営者としての経歴とIT業界に精通した豊富な知識と経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外監査役	堀江正之	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会19回のすべてに出席し、議案審議等につき必要に応じ、主に大学教授として学術的な知識と、日本監査研究学会会長を務め、その豊富な経験を活かし、客観的な立場から経営全般の監視と助言を行っております。

III. 株式に関する事項（2022年6月30日現在）

1. 株式の状況

1. 発行済株式の総数 26,340,000株
2. 株主数 8,939名
3. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大 日 本 印 刷 (株)	13,330,700	50.72
安 達 一 彦	2,384,900	9.07
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,254,157	4.77
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,133,200	4.31
インテリジェントウェイブ従業員持株会	574,500	2.19
(株) 日本カストディ銀行(信託口)	332,600	1.27
溝 田 久 子	314,300	1.20
西 野 秀 樹	209,000	0.80
(株) 三 菱 UFJ 銀 行	200,000	0.76
小 林 弘 二	191,600	0.73

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式（56,851株）を控除して算出しております。

2. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 新株予約権等に関する事項 (2022年6月30日現在)

1. 新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容・方法及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況等を精査し検討した結果、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置付け、経営基盤強化のために、内部留保に留意しながら、安定的な配当を維持する基本方針から、株主還元策を充実させることの一環として、4割程度の配当性向を基準とするよう方針を変更しました。

この基本方針のもと、当事業年度においては、4円増配し1株当たり17円の配当を予定しています。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めています。

VIII. 株式会社の支配に関する基本指針

該当事項はありません。

VIII. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において次のとおり「内部統制システム整備基本方針」を決議しております。

なお、「内部統制システム整備基本方針」においては子会社に係る規定を設けておりますが、報告時点において該当する子会社は存在しません。

1) 内部統制システム整備基本方針

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。

また、コンプライアンス体制の維持、向上のために、「コンプライアンス・マニュアル」を整備して、社内研修等の教材に活用し、周知徹底を図る。

反社会的勢力対応の基本姿勢として「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を社内外に明確に宣言し、毅然とした態度で臨み、必要に応じて警察及び顧問弁護士、また外部専門機関（暴力追放運動推進センター）等に通報し、連携することで、これら反社会的勢力との関係を一切遮断する。

監査部は「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内諸規程を遵守して、社内業務が実施されているかを定期的に確認し、社長に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要な情報については、法令に準拠した「文書管理規程」を始めとする社内諸規程に基づき、電磁的記録を含む文書の作成、保存、管理及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ会社の事業活動の全般に係わる様々なリスク、又は不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」、「リスク管理細則」、「リスク管理委員会規程」を定め、当社の経営及び事業上の重要なリスクを管理する各会議体による統制と、各会議体によるリスク管理状況をモニタリングするリスク管理委員会の体制を整える。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して、経営上 の重要事項の意思決定並びに各取締役の業務執行状況を監督するとともに、各取締役間の意 思疎通を図り、職務遂行の効率化を確保する。

また、取締役会には、取締役会で業務執行を委任された業務部門責任者を適宜同席させ、 担当業務の執行状況の報告を受ける。

取締役会の他では、取締役、執行役員、監査役及び各取締役に指名された幹部社員が出席 する会議、本部長による会議、その他業務上必要とする重要な会議を定期又は適宜に開催 し、的確で効率的な意思決定による職務執行を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

当社は、親会社である大日本印刷株式会社（以下、「DNP」という。）が定める「DNP グループ・コンプライアンス管理基本規程」に準拠し、DNPグループにおける一員として の業務の適正を確保する。

また、当社の子会社及び関連会社に対しては、当社にて「関係会社管理規程」をはじめ諸 規程を整備し、その方針、規程に従い、グループ各社の自主性を尊重しつつ、当社グループ として透明性のある適切な経営管理を行う。更に、子会社に対しては、業務の適正を確保す べく、次に掲げる①～④の体制を構築する。

① 当社の取締役は、子会社社長との定期的な会議や、子会社取締役会その他重要な会議に 適宜出席することを通じて、子会社職務の執行に係る事項の報告を受ける。

また、子会社管理業務を管掌する当社経営管理本部経理部は、子会社各部門から職務の 執行に係る報告を受ける。

- ② 子会社においても当社の「リスク管理規程」を準用し、子会社が行う事業活動上のリスクを子会社でも独自に管理する体制を整備する。
 - ③ 当社の役員又は使用人が子会社取締役等を兼任し、当社が間接的に子会社経営に関与することにより、グループの経営方針に基づいた子会社業務を推進するとともに、子会社の職務の執行の効率化も確保する。
 - ④ 当社グループ全体で遵守すべき「企業行動基準」「コンプライアンス基本方針」を子会社においても遵守させ、法令及び定款に適合する体制を確保する。また、当社の監査部は、「内部監査規程」に従い、適正な監査を確保する体制を整備し、子会社業務に対しても実施、点検、評価、改善を指導する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置する。
監査役より必要な命令を受けて業務を行う使用人は、当該業務に関しては、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分等は、事前に監査役会の同意を得る。
また、監査役の指示の実効性を確保するために、監査役から指示命令があった場合にはこれを最優先に取り扱い、監査役監査に必要な情報を収集し、監査役へ業務執行状況を適切に報告する。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人の当社の監査役への報告に関する体制
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時、又は、職務執行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項について速やかに当社監査役に報告する。
なお、報告した者に対しては、「内部通報者の保護に関する規程」に準じた保護と秘密保持に最大限の配慮をする。

8. 当社の監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は速やかにその請求に応じる。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。
また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役社長、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換を行い、監査部とも連携し、監査の実効性を高める。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 重要な会議の開催の状況

当社は、取締役会を19回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、コンプライアンス体制の実効性について見直しを継続的に行ってきました。

「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を4回開催し、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、「業務運用管理委員会」を21回開催し、内部統制システムの運用状況の確認及び改善に係る具体的な施策の検討を行い、「リスク管理委員会」に報告しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役5名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮、監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

2. 法令遵守の状況

法令遵守を周知徹底するための社内研修を、本年も全社員を対象に実施し、全社員が研修後の確認テストに合格しました。また、「内部通報者の保護に関する規程」を制定し、内部通報者保護の徹底を図るために、その運用方法として「内部通報制度」を外部の専門機関に委託する仕組みを導入し、その運用状況について、定期的に「リスク管理委員会」に報告しています。

3. 内部監査の状況

当期の内部監査は、専任者2名による監査部が実施しました。当期の重点監査項目の設定とこれを反映した内部監査計画書を策定し、期初に代表取締役社長の承認を受けたうえで、各部門への業務監査、経理部に対する会計監査、また個人情報保護に関する監査とフォローアップを実施しました。監査の結果については監査調書及び内部監査報告書として取りまとめ、実施の都度、内部監査報告書により代表取締役社長、監査役及び被監査部門に報告、通知しており、社長とは定例報告会も毎月実施しました。なお、監査を通じて検出した不備や課題、対応中の事項については、改善指摘事項、観察事項及び注視事項に区分し、完了予定期を明確にしたうえで、フォローアップとしてその進捗状況を継続して確認しています。

4. 監査役監査の状況

監査役は5名（うち独立社外監査役3名）で、常勤監査役は1名です。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準、監査方針、監査計画に基づき、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役会の意思決定及びその運営手続きについて監査し、代表取締役をはじめとする各取締役や各部門の上席管理者への定期的な聴取や内部監査部門からの監査報告により、各部門の業務執行状況及び取締役の職務執行状況を監査しています。また、財務報告体制、会計処理、財務諸表等の適法性等の監査や会計監査人による定期的な報告を受けることにより、会計監査を実施しています。

なお、監査役の職務を円滑に行うために、監査役室員（兼務者1名）が監査役の職務遂行を補佐しています。

5. 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」の定めにより、反社会的勢力と関与せず、また、反社会的勢力による被害を防止するために、次に掲げる基本原則を遵守して反社会的勢力に対応しています。

- (1) 反社会的勢力の対応は、会社組織として行う。
- (2) 情報入手や共有のため、外部専門機関と連携する。
- (3) 業務上の取引を含め、一切の関係を遮断する。
- (4) 有事においては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5) 事業上あるいは当社役員及び社員の不祥事等を隠蔽するための裏取引や資金提供を行わない。

代表取締役社長は、反社会的勢力の存在が当社並びに当社の役員及び社員に対するリスク

であると認識し、反社会的勢力に関する情報を集約し、対応を協議する体制を構築するため、反社会的勢力への対応は経営管理本部長が所管し統括し、経営管理本部長は、総務部長を不当要求防止責任者に任命しております。

外部専門機関との連携による情報収集については、不当要求防止責任者を中心として、外部専門機関である暴力追放運動推進センターの担当者或いは管轄の警察署の暴力担当課の担当者等と平素より意思疎通を行い、有事の際に協力を求められる関係を構築するよう努め、また、暴力追放運動推進センターが行っている各種セミナーや研修に参加することにより、反社会的勢力への対応手段や不当要求に対する対応手順の最新情報を日常的に収集しております。

全社員を対象に、適切な反社会的勢力への対応を周知徹底するための社内研修を実施し、全社員が研修後の確認テストに合格しました。

(本事業報告中の記載数字は、金額、販売量及び件数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,274,224	流動負債	4,035,783
現金及び預金	3,932,647	買り一未払預貰役員賞与の	940,780 2,637 180,733 163,579 331,611 1,885,029 134,786 289,341 45,885 61,397
受取手形、売掛金及び契約資産	2,723,400	未払法人税引当金	
有価証券	300,381	未払法人税引当金	
商品及び製品	46,759	前預賞与引当金	
仕掛け品	257,338	原預賞与引当金	
原材料及び貯蔵品	9,261	前渡金	
前払費用	590,215	前払費用	
その他の	412,767	その他の	
	1,452		
固定資産	4,466,543	固定負債	665,820
有形固定資産	706,395	リース債務	3,421
建物	217,547	退職給付引当金	552,279
構築物	735	役員退職慰労引当金	22,565
工具、器具及び備品	398,185	資産除去債務	87,554
リース資産	5,531		
土地	84,394		
無形固定資産	2,049,839	負債合計	4,701,603
ソフトウエア	1,640,255	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	405,777	株主資本	7,589,980
電話加入権	3,806	資本金	843,750
投資その他の資産	1,710,309	資本剰余金	573,099
投資有価証券	916,484	資本準備金	559,622
関係会社株式	24,680	その他資本剰余金	13,477
長期前払費用	70,798	利益剰余金	6,199,843
繰延税金資産	329,784	利益準備金	18,000
その他の	368,562	その他利益剰余金	6,181,843
		別途積立金	2,600,000
資産合計	12,740,768	繰越利益剰余金	3,581,843
		自己株式	△26,712
		評価・換算差額等	449,184
		その他有価証券評価差額金	449,184
		純資産合計	8,039,164
		負債純資産合計	12,740,768

損益計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	11,493,480
売 上 原 価	7,794,491
売 上 総 利 益	3,698,988
販売費及び一般管理費	2,179,069
營 業 利 益	1,519,919
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	42
有 価 証 券 利 息	661
受 取 配 当 金	47,302
そ の 他	4,902
	52,908
營 業 外 費 用	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ 一	5,418
為 替 差 損	4,862
支 払 補 償 費	3,814
そ の 他	2,639
	16,735
經 常 利 益	1,556,092
特 別 利 益	—
特 別 損 失	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,556,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	468,017
法 人 税 等 調 整 額	32,325
当 期 純 利 益	500,343
	1,055,749

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本剩余金			資本準備金
	その他資本剩余金	資本準備金	資本剩余金合計	
2021年7月1日 残高	843,750	559,622	13,477	573,099
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	843,750	559,622	13,477	573,099
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2022年6月30日 残高	843,750	559,622	13,477	573,099

(単位：千円)

利益準備金	株主資本			
	利益剩余金			その他利益剩余金
	別途積立金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計	
2021年7月1日 残高	18,000	2,600,000	3,003,359	5,621,359
会計方針の変更による累積的影響額			△135,495	△135,495
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,000	2,600,000	2,867,864	5,485,864
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△341,769	△341,769
当期純利益			1,055,749	1,055,749
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計	—	—	713,979	713,979
2022年6月30日 残高	18,000	2,600,000	3,581,843	6,199,843

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年7月1日残高	△26,712	7,011,496	556,160	556,160	7,567,656
会計方針の変更による累積的影響額		△135,495			△135,495
会計方針の変更を反映した当期首残高	△26,712	6,876,000	556,160	556,160	7,432,161
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△341,769			△341,769
当期純利益		1,055,749			1,055,749
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）			△106,976	△106,976	△106,976
当事業年度中の変動額合計	—	713,979	△106,976	△106,976	607,003
2022年6月30日残高	△26,712	7,589,980	449,184	449,184	8,039,164

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券 市場価格のない 時価法

株式等以外のも
の：
の： (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない 移動平均法による原価法

株式等：

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・仕掛品・貯蔵品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額又は当該ソフトウェアの残存有効期間(3年)に基づく定額法償却額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金 従業員の賞与金の支払に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役 員 賞 与 引 当 金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退 職 納 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、ソフトウェア開発、製品・商品、保守・サービスの販売を行っており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社は、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

①ソフトウェア開発

ソフトウェア開発の提供を収益の源泉とする取引には、請負契約又は準委任契約によるシステム開発等があります。

請負契約による取引については、開発中のシステム等を他の顧客又は別の用途に転用できないため、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、システム開発等の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しております。顧客に請求する日よりも先に認識された収益は、契約資産として認識しております。ただし、工期がごく短く、かつ金額が重要ではない場合、顧客の検収時点で当該収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

②製品・商品

製品・商品販売を収益の源泉とする取引には、ハードウェア・ソフトウェア販売等があります。

ハードウェア・ソフトウェア等の顧客への製品・商品引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点での顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

ソフトウェア販売のうち、当社製セキュリティ対策製品の販売は、顧客への出荷と引き渡しの時点に重要な相違はなく、出荷時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから履行義務が充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③サービス

サービスを収益の源泉とする取引には、保守・サブスクリプション・クラウドサービス等があります。

このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。ただし、金額が重要ではない場合、保守・サービス開始月に一時の収益として認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。この適用により、一部のソフトウェア開発に係る収益について、従来は検収時に収益を認識する方法によっていましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。一部の保守契約等についても、従来は契約に基づき一時点で収益を認識していましたが、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。また、一部のセキュリティ対策製品の販売における収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していましたが、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度

の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高は167,850千円増加し、売上原価は45,345千円増加し、売上総利益、営業利益、税引前当期純利益はそれぞれ122,505千円増加しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は135,495千円減少しています。

また、前事業年度の貸借対照表において流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の事業に与える影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状態であります。ワクチンの普及等により緩やかに景気が回復していくことが予測され、今後の業績への影響は限定的なものであると仮定して、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や影響については不確定要素が多く、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 984,618千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	312,890千円
短期金銭債務	227,287千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引 (収入分)	1,235,515千円
営業取引 (支出分)	366,167千円
営業取引以外の取引 (収入分)	1,695千円
営業取引以外の取引 (支出分)	3,697千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	26,340,000株
------	-------------
2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	56,851株
------	---------
3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	341,769	13	2021年6月30日	2021年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	446,813	17	2022年6月30日	2022年9月29日

4. 当事業年度の末における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税損金不算入額	20,511千円
商品評価損否認額	2,026千円
賞与引当金損金不算入額	80,635千円
前受金益金算入額	180,986千円
減価償却超過額	16,887千円
退職給付引当金損金不算入額	168,400千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	6,909千円
株式報酬費用損金不算入額	31,821千円
投資有価証券評価損否認額	16,997千円
ソフトウェア臨時償却費否認額	9,845千円
資産除去債務	26,809千円
その他	49,863千円
小計	611,694千円
評価性引当額	△75,117千円
繰延税金資産合計	536,576千円
繰延税金負債との相殺	△206,792千円
繰延税金資産の純額	329,784千円

(繰延税金負債)

投資有価証券評価差額金	198,241千円
資産除去債務	8,550千円
繰延税金負債合計	206,792千円
繰延税金資産との相殺	△206,792千円
繰延税金負債の純額	一千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、短期的な預金等を中心に一部の余剰資金は長期預金等で運用を行っております。資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブル取引については、リスクヘッジのために利用し、投機目的の取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、1年以内に支払期日が到来するものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に投資設備に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。有価証券及び投資有価証券のうち、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象とし、信用リスクを軽減しています。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、満期保有目的の債券以外のものは、当社の事業拡大を目的としたもので、主に業務上の関係を有する企業の株式への投資であり定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に確認しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、財務経理担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を隨時把握することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	300,381	300,522	141
その他有価証券	906,335	906,335	—
資産計	1,206,716	1,206,858	141
(1) リース債務	6,058	5,973	△84
負債計	6,058	5,973	△84

なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	10,149
関係会社株式	24,680

上記については、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	—	—	—
合計	300,000	—	—	—

(注) リース債務の決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
リース債務	2,637	1,207	1,207	1,006	—
合計	2,637	1,207	1,207	1,006	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	—	300,522	—	300,522
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券	906,335	—	—	906,335

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	5,973	—	5,973

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定含む）

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上高	
ソフトウェア開発	4,288,425
当社製品	392,620
システムサービス	40,750
他社製品	1,566,771
保守	2,639,944
他社製品保守	614,344
サービス自社	1,434,528
サービス他社	516,095
合 計	11,493,480
収益認識の時期	
一時点で移転される財及びサービス	4,140,651
一定期間にわたり移転される財及びサービス	7,352,829
合 計	11,493,480

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記「4 「収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,299,983
契約資産（期末残高）	423,417
契約負債（期末残高）	1,885,029

契約資産は主に、システム開発における顧客との契約において進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時点で売上債権へ振替られます。

契約負債は主に、サービスにかかる顧客から受領した通常1年～5年分の前受金に関連するものであります。契約負債は、計算書類上「前受金」に計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、881,232千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	6,051,944
1年超2年以内	1,133,337
2年超3年以内	899,335
3年超	1,479,121
合計	9,563,740

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	24,680千円
持分法を適用した場合の投資の金額	140,638千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	12,343千円

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び主要株主（会社等に限る）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大日本印刷(株)	(被所有) 直接 50.75%	当社製品の販売、受託開発、製品の仕入	ソフトウェア開発等 セキュリティ製品の仕入等 カード印刷、ハウジング料等 損害補償金の支払い	1,204,806 49,764 79,693 3,697	売掛金 契約資産 前受金 買掛金 前渡金 未払金 未払金	141,945 104,625 171,073 5,181 65,803 23,379 3,697

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社との関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

1株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額	305円87銭
2.1 株当たり当期純利益	40円16銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

□ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.0%、0.12%、0.32%と1.52%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	87,487千円
時の経過による調整額	66千円
期末残高	<u>87,554千円</u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年8月2日

株式会社インテリジェント ウェイブ
取 締 役 会 御 中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聰
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 道 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテリジェント ウェイブの2021年7月1日から2022年6月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月3日

株式会社インテリジェント ウェイブ監査役会

常勤監査役 白 杉 政 晴 ㊞

監 査 役 加 藤 嘉 則 ㊞

社外監査役 佐 藤 宏 ㊞

社外監査役 竹 林 昇 ㊞

社外監査役 堀 江 正 之 ㊞

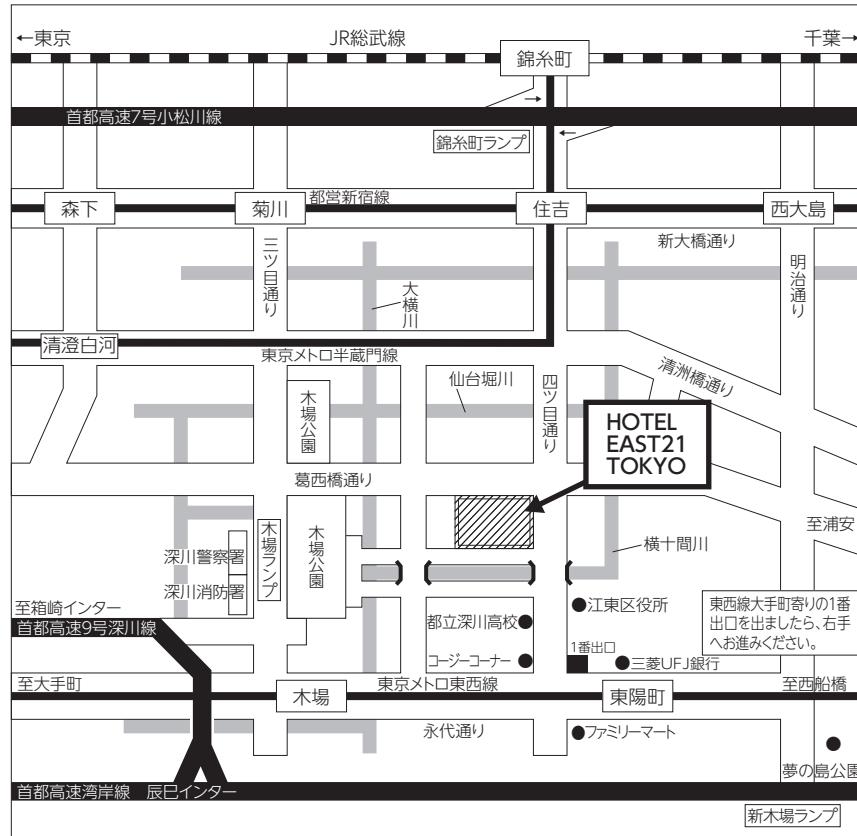
（注）監査役佐藤宏、監査役竹林昇及び監査役堀江正之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時
 会 場 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 T E L : 03 (5683) 5683



＜交通のご案内＞

- 地下鉄
 - ・東陽町駅 [東京メトロ東西線] 下車、徒歩約7分
東陽町駅1番出口 (大手町寄り) より右手へお進みください。
 - ・住吉駅 [都営新宿線・東京メトロ半蔵門線] 下車、
バス約10分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・錦糸町駅 [JR総武線] 下車、
バス約15分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・東京駅 [JR山手線・各線・新幹線] より約15分
・錦糸町駅 [JR総武線] より約10分
- J R
 - ・東陽町駅 [東京メトロ東西線] 下車、徒歩約7分
東陽町駅1番出口 (大手町寄り) より右手へお進みください。
 - ・住吉駅 [都営新宿線・東京メトロ半蔵門線] 下車、
バス約10分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・錦糸町駅 [JR総武線] 下車、
バス約15分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・東京駅 [JR山手線・各線・新幹線] より約15分
・錦糸町駅 [JR総武線] より約10分
- タクシー
 - ・東陽町駅 [東京メトロ東西線] 下車、徒歩約7分
東陽町駅1番出口 (大手町寄り) より右手へお進みください。
 - ・住吉駅 [都営新宿線・東京メトロ半蔵門線] 下車、
バス約10分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・錦糸町駅 [JR総武線] 下車、
バス約15分 [東22系統/東陽町駅前・東京駅丸の内北口行:豊住橋(東京イースト21)下車]。
 - ・東京駅 [JR山手線・各線・新幹線] より約15分
・錦糸町駅 [JR総武線] より約10分

UD
FONT

見やすく読みまちが
えにくいユーバーサ
ルデザインフォント
を採用しています。

